

1. 防災システムの構築について

多数の死亡者を出した歌舞伎町雑居ビル火災事件以来、消防関連法令が一気に厳しくなりました。わが商店街においても、ワンブロック300平米超に該当し、今年10月までに各店各室(1F、2F、3Fがあれば3Fも)に「火災感知器」を設置することが義務づけられました。また、それらの全てを中央コントロール制御盤に接続して、集中管理するシステムを作らなければなりません。この義務を怠った場合、「営業停止」「責任者の検挙」もあるとのこと。

現在、消防署、区役所、地主組合、メーカー工事業者等と交渉を詰めておりますが、現時点では組合事業としては非常に多額の資金投入と、全店舗それぞれに関わる工事期間中のご協力が不可欠の事業である上、諸事情からみて待ったなしの時期に来ております。早急、かつ現実的に進めて行くため各方面に鋭意折衝中です。皆様のご理解と、今後のご協力をお願い致します。

工事予定は4月初旬の見込みです。

2. 組合未加入者、組合費滞納者の扱い

理事会において以下のように採決されました。ごく一部ですが、いくら働き掛けても組合への加入手続きを怠っている店舗があります。未加入店に対しては今後、組合地図に掲載しない、又は削除する。未加入店はいかなる場合でも独自に資金負担の責を負い、各種トラブルも自己責任において解決すること、とします。ただし、組合が管理・整備している営業上に必要なインフラ、ライフライン環境を日頃無断で使用していることを忘れないで下さい。

また長期滞納者について(例えば半年以上)、様々な納入方法を提案していますが、空振りが多く組合の労力負担も看過できません。そのような滞納者は、上記未加入者に準じる扱いにせざるを得ませんので、該当者は未納分を早めに納められますようよう改めてお勧め致します。

この商店街は営業者の全員が同等の負担をすることで、あらゆる事業や活動が成り立っています。ご協力をお願い致します。

3. 確定申告

恒例の税務申告の季節となりました。組合事務所での受け付けは3月7日から8日で〆切ります。申告書に、ご自分で全て記入後にご持参ください。

4. スマトラ沖地震への義援金

新潟中越地震に続きスマトラ沖地震・津波被災地に毎日新聞を通して1月24日付にて義援金3万円寄附いたしました。ご了承ください。

5. 訃報

三光町町会長（花園万頭・石川様）が2月7日、急逝されました。故人のご冥福をお祈りいたします。

6. 八番街看板

昨年末、8番街大看板1基をメリスマンションのご協力で、小型看板2基に付け替えることができました。現在これで小さいながらも1～8の全ての通りに看板が点灯しております。

7. ホームページについて

組合のホームページ作成作業が予算等の問題もあり遅れておりました。軌道に乗せるため新たに態勢づくりをしています。もう暫くお待ちください。尚、組合にアドレスを登録されていない方は、事務所までお申し出下さい。

8. ゴミの不法投棄について

最近、ゴミ置き場に不法投棄が増えています。布団や椅子は粗大ゴミセンター-(5296-7000)へ、電化類は(5296-7200)へ連絡して下さい。これらのものを処分する為には料金がかかり、皆様の組合費から捻出しております。これ以上増えると組合費の値上げも考慮しなければなりません。ひとり、ひとりの問題として良識ある行動をお願い致します。ゴミの分別の詳しいパンフレットが事務所にありますので必要な方は取りに来て下さい。

以上